

特集

株式交付制度 活用の留意点

公認会計士・税理士：曾我部 舞

目次	
はじめに	22
1 株式交付制度の基礎知識	23
(1) 株式交付制度に関する会社法の定め	23
(2) 株式交付を実行した場合の譲渡損益の課税繰延措置（株式交付税制）	24
(3) 株式交付を実行した場合の各当事者の課税関係	25
(4) 株式交付を実行した場合の会計処理	27
2 100%株式交付の実行の可否	29
3 議決権制限株式や無議決権株式を株式交付の対象株式である株式交付子会社の株式として取得することの可否	31

次	
4 議決権制限株式や無議決権株式を株式交付の交付対価である株式交付親会社の株式として交付することの可否	33
5 株式交付の実行後に議決権比率が50%以下となる場合の課税繰延措置	34
6 株式交付制度に適用される包括的否認規定	35
7 令和5年度税制改正による影響	36
8 令和5年9月30日までに実行する株式交付	39
9 株式交付を実行する場合の一般的な必要期間	39
おわりに	41

はじめに

令和元年の会社法改正により株式交付制度が創設され、令和3年3月1日の施行から約2年が経過した。筆者が確認したところ、本稿脱稿時（令和5年4月10日）までの期間で上場企業が関与した株式交付制度の活用事例は23件であった。そのうち、上場企業による非上場企業の買収事例とみられるものが13件、資産管理会社と思われる

非上場企業による上場企業株式の取得事例が10件あった。その他、公表はされていないものの、非上場企業による非上場企業の買収やグループ内再編に用いられている事例も多いと考えられる。

このように、少しずつ活用事例が増えているところにあり、事例の中には、本来の制度趣旨であるM&Aの局面以外にも、上記事例のような資産管理会社への株式集約やグループ内再編等における活用の事例も

多く見られる。そこで、このような本来の制度趣旨以外での活用、例えば資産管理会社への株式集約については、従来では譲渡益の課税なしでは実行できなかった取引を、株式交付制度を活用して課税されずに自身の資産管理会社に移管するという「私的な節税」として問題視する声が上がっていた*1。

このような声を受け、令和5年度税制改正により株式の譲渡損益に対する課税繰延の対象が制限されることとなり、株式交付親会社が株式交付直後に一定の同族会社である場合には、課税繰延対象から除外されることになった。この改正は令和5年10月1日以降に実行される株式交付に適用される。非上場企業の多くが同族会社であることを考えると、非上場企業が株式交付親会社となるような株式交付制度の活用がかなり制限されたといえる。

しかし、令和5年9月30日まで、又は税制の特例が適用できる場合はこれ以降も、株式交付を実行する企業も引き続き多いと考えられることから、本稿では株式交付の

実行に当たっての留意点や疑問点を整理した。株式交付制度の利用を検討している企業の参考になれば幸いである。

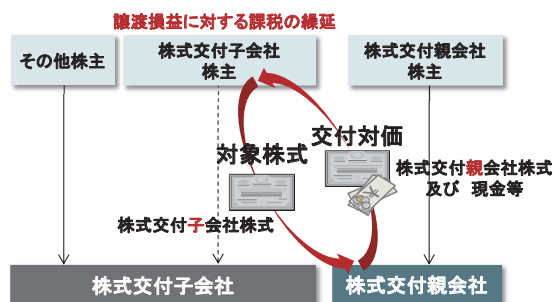
1 株式交付制度の基礎知識

(1) 株式交付制度に関する会社法の定め

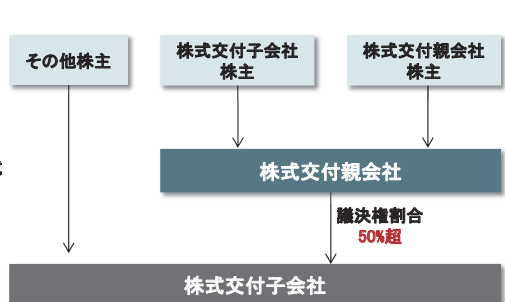
株式交付制度とは、株式会社（株式交付親会社）が他の株式会社（株式交付子会社）を子会社化するために、株式交付子会社の株式を譲り受け、その譲渡人に株式交付親会社の株式を交付する制度である（会社法2三十二の二）。譲受けの対価には株式交付親会社の株式が含まれる必要があるが（そのため、株式交付親会社の親会社株式のみを対価とする三角株式対価M&Aには適用できない。）、現金等も合わせて交付することができる（以下、対価に株式交付親会社と現金等を含む場合を「混合対価」という。）。株式交付制度は、部分的な株式交換として、会社法上は合併や株式交換と同じく組織再編成行為の一つとして位置づけられている。

図表1 株式交付制度活用のイメージ

株式交付制度活用のイメージ



株式交付後の資本関係



*1 2022年9月5日付 日本経済新聞電子版「株式交付M&A、「オーナーの節税に利用」と指摘も」

イ 子会社化の定義

会社法2条32号の2における子会社化とは、株式交付親会社が株式交付子会社の議決権の50%超を新たに保有する場合に限られており（会社法施行規則3③一、4の2）、既に議決権の50%超を直接的又は間接的に保有する子会社株式の追加取得には適用できない。なお、会社法2条32号の2における子会社には株式交付親会社が40%以上の議決権を保有し実質的に支配する会社等は含まれないため、株式交付親会社が実質基準による子会社（会社法施行規則3③二及び三）の株式を追加で取得し、議決権の50%超を新たに保有することとなる場合は、株式交付制度を適用することができる。

ロ 混合対価の方法

株式交付制度を利用する際は、株主平等の原則から、株式交付子会社の同じ種類の株式を有する株主には、株式の数に応じて株式交付親会社の株式を交付しなければならない（会社法774の3④）。そのため、「ある株主には株式のみ交付し、ある株主には現金のみ交付する。」といったことはできず、「株式交付子会社の株式1株に対して、株式交付親会社株式○株と現金○円を交付する。」という形で実行することになり、株主毎に現金等を交付する割合を変えることはできない。ただし、異なる種類の株式を有する株主に対しては、種類ごとに異なる取扱いをすること（例えば、ある種類の株主には現金等のみ割り当てること）は可能である（会社法774の3③）。

(2) 株式交付を実行した場合の譲渡損益の課税繰延措置（株式交付税制）

株式交付に応じた株式交付子会社の株主は、株式交付子会社の株式を譲渡したことになるため、原則として、その譲渡損益に課税される。この税負担を軽減させるため、令和3年度税制改正において、株式交付子会社の株式の売却により生じた譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が創設された。具体的には、株式交付子会社の株主に交付される対価総額に占める株式交付親会社株式の価額の割合（以下「株式交付割合」という。）が80%以上である場合は、株式に対応する部分の譲渡損益は繰り延べられる（措法37の13の3、66の2）^{*2}。一方、株式交付割合が80%に満たない場合には課税繰延措置は適用されず、株式に対応する部分も含めて譲渡損益を認識する。譲渡損益の課税繰延措置を適用するかどうかは法人が任意に選択できるものではなく、株式交付割合が80%以上の場合は、必ず適用される（措通66の2-1）。

この課税繰延措置は、税法上は「株式対価M&Aを促進するため」に設けた政策措置として（「令和3年度税制改正の大綱」令和2年12月21日閣議決定）、組織再編成税制には組み込まれず、租税特別措置法に期限の定めのない恒久的な制度として規定された。

イ 株式交付割合の算定方法

譲渡損益の課税繰延措置が適用されるかどうかは、株式交付割合が80%以上か否かで判定する（以下「8割要件の判定」という。）。株式交付割合は以下の算式により計

^{*2} 以下本稿では説明を簡略化するために、株式交付子会社の株主は法人であるものとする。

算する（措法66の2①）。

$$\text{株式交付割合} = \text{株式交付親会社株式の価額} \div (\text{株式交付親会社株式の価額} + \text{現金等})$$

ここで、原則として、8割要件の判定に用いる株式交付親会社株式の価額は、株式交付の日、つまり株式交付の効力発生日における価額によることとしつつも、課税上弊害がない限り、株式交付計画に定められた交付比率^{*3}の計算の基礎となった株式の価額（算定基準日の株価を基礎として合理的な方法により算定される価額）によることもできる（措通66の2-2）。株価は業績等に応じて常に変動し得るものであるため、株式交付計画を策定した時点で8割要件の判定を行うと8割以上であったものが、その後徐々に株価が下がり、株式交付の効力発生日時点では8割未満となり、その結果、譲渡損益の課税繰延措置を適用できなくなってしまう可能性がある。このような状況は株主にとって課税関係についての予測可能性が保てずに、そもそも株式交付に応ずるべきかどうか判断ができないといったことも考えられる。このため、8割要件の判定上は、株式交付計画の策定時点の株価を用いることも認められている。

(3) 株式交付を実行した場合の各当事者の課税関係

上記(2)で述べたとおり、株式交付に応じた株式交付子会社の株主は、上記(2)の課税繰延措置が適用される場合は、株式譲渡損益が繰り延べられる。また、株式交付親会社における株式交付子会社の株式の取得価

額は、株式交付子会社の株式を売却する株主が50人未満か50人以上かで取扱いが異なる。なお、上記(2)のとおり、株式交付は法人税法の組織再編成税制には規定されず、租税特別措置法に規定されていることから、税制非適格の場合の子会社の一定資産の時価評価課税などはなく、株式交付子会社には課税関係は生じない。

イ 株式交付親会社の課税関係

株式交付親会社では、株式交付子会社の株式を取得価額で計上し、増加する資本金等の額は株式交付親会社の株式の取得価額となる。株式交付子会社の株式の取得価額は、株式交付に応じた株式交付子会社の株主が50人未満か50人以上かで取扱いが異なる。なお、株式交付実行のために要した費用がある場合には、取得価額はその費用の額を加算した金額とする。

(イ) 株式交付に応じた株式交付子会社の株主が50人未満の場合

株式交付親会社が取得する株式交付子会社の株式の取得価額は、株式交付子会社の株主（旧株主）が有していた株式交付子会社の株式の株式交付の直前における帳簿価額（個人の場合は取得価額）を引き継ぐ（措令39の10の2④一イ）。

(ロ) 株式交付に応じた株式交付子会社の株主が50人以上の場合

株式交付親会社が取得する株式交付子会社の株式の取得価額は、株式交付子会

^{*3} 株式交付子会社の株式1株に対して株式交付親会社の株式を何株割当てるかの比率であり、算定基準日における株式交付親会社株式の1株当たりの価額と株式交付子会社の1株当たりの価額により算出する。

社の直前期末の簿価純資産価額に発行済株式数（自己株式を除く。）の総数のうちに取得をした株式交付子会社株式の数

の占める割合を乗じた価額を基礎とする（措令39の10の2④一口）。

図表2 株式交付親会社の税務仕訳

借 方		貸 方	
株式交付子会社株式	株式交付に応じた株主の数が ・50人未満：旧株主の帳簿価額 ・50人以上：子会社の簿価純資産	資本金等の額	同左

混合対価の場合の株式交付子会社の株式の取得価額は、上記イ)又はロ)の額に株式交付割合を乗じた金額に、現金等の額を加算した金額となる（措令39の10の2④二）。

なお、株式交付を実行した株式交付親会社は、法人税確定申告書に株式交付計画書と株式交付に関する明細書の添付が必要である（法規35五、六）。

ロ 株式交付に応じた株式交付子会社の株主の課税関係

株式交付に応じた株式交付子会社の株主は、株式交付割合が80%以上の場合は、株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡

損益が繰り延べられ、現金等に対応する部分の譲渡損益は認識する。一方、株式交付割合が80%に満たない場合は、譲渡損益の課税繰延措置は適用されず、株式に対応する部分も含めて譲渡損益を認識する。

具体的には、有価証券の譲渡損益は、譲渡対価から譲渡原価を差し引いて算定するが（法61の2①一、二）、株式交付制度による譲渡損益の課税繰延措置を適用する場合は、譲渡対価及び譲渡原価を下記のように算定する（措法66の2①、措令39の10の2③一）。

- ・譲渡対価＝株式交付子会社株式の帳簿価額×株式交付割合^{*4}＋現金等^{*5}
- ・譲渡原価＝株式交付子会社株式の帳簿価額

上記の計算式に当てはめた場合、交付対価が株式交付親会社の株式のみの場合は、譲渡対価は株式交付子会社株式の帳簿価額と等しくなり、譲渡原価も株式交付子会社

の帳簿価額となるため、譲渡損益は0となり、結果的に譲渡損益の課税が繰り延べられる。

^{*4} 前記2)のとおり、株式交付割合＝株式交付親会社株式の価額÷（株式交付親会社株式の価額＋現金等）。なお、8割要件の判定とは異なり、譲渡損益の計算上は、株式交付割合の算定に用いる株式交付親会社株式の価額は、株式交付の効力発生日の価額を用いる。

^{*5} 株式交付のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額とする（措令39の10の2③一）。

図表3 株式交付子会社の株主の税務仕訳（対価が株式のみの場合）

借 方		貸 方	
株式交付親会社株式	株式交付子会社株式の簿価（同右）	株式交付子会社株式	簿価

混合対価の場合は、上記の計算式に当てはめると、譲渡対価は株式交付子会社の株式の簿価に株式交付割合を乗じ、当該金額に現金等を加算した額となる。一方で、譲渡原価は株式交付子会社の帳簿価額となるため、結果として、現金等を対価とする部分については譲渡損益を認識することとなる。

なお、株式交付子会社の株主に交付される株式交付親会社の株式の数は交付比率により算定されるが、株式交換における交換比率等と同様に、当該交付比率が適正でない場合は、株式交付親会社の株主と株式交付子会社の株主間において無償による価値移転があったとみなして課税が行われる可能性に留意が必要である。

（4）株式交付を実行した場合の会計処理

株式交付制度は、株式交換と同じ組織再編成行為の一種として位置づけられているため、株式交換同様に、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）に準じて会計処理をすると考えられる。株式交付親会社において変動する株主資本等変動額については、会社計算規則39条の2に従って処理を行う。

なお、株式交付実行時に会計処理が必要となるのは、株式交付親会社と株式交付子会社の株主のみであり、株式交付子会社は、株式交付の実行により株主が変動するのみで、資産・負債内容に何ら変化が生じないため、会計処理はない。

イ 株式交付親会社の会計処理

株式交付が「取得（逆取得を除く。）」か「共通支配下の取引等」のいずれに該当するかに応じて、下記のように会計処理が異なる*6。

（イ）取得（逆取得を除く。）の場合の会計処理

「取得」とは、ある企業が他の企業に対する支配を獲得する企業結合をいい*7、M & Aにより他の株式会社の議決権の50%超を取得して子会社化する株式交付は、一般的に「取得」に該当すると考えられる。

株式交付親会社が取得する株式交付子会社の株式の取得価額は、対価である株式交付親会社の株式及び現金等その他の財産の時価を基礎として算定する（企業結合会計基準23、企業結合適用指針36～50、110）。

株式交付親会社において増加する株主資本等の総額（株主資本等変動額）は、

*6 企業結合会計基準においては、この他に共通支配企業の形成又は逆取得に該当する場合も規定されているが、該当するケースは少ないと考えられるため、ここでは割愛する。

*7 厳密には、取得とされる企業結合とは、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引等以外の企業結合と定義される（企業結合会計基準17）。

株式交付子会社の株式の時価を基礎として算定する（会社法計算規則39の2①一）。また、株式交付親会社の資本金及び資本剰余金の増加額^{*8}は、株主資本等変動額の範囲内で、株式交付親会社が株式交付計画に定めた額とし、利益剰余金の額は変動しない（会社法計算規則39の2②）。保有している自己株式を交付

する場合は、増加すべき株主資本の額から処分した自己株式の帳簿価額を控除した額を、払込資本の増加として処理する（企業結合適用指針112）。

なお、混合対価の場合は、交付した現金等の時価と帳簿価額の差額を損益に計上する（企業結合適用指針113）。

図表4 株式交付親会社の会計仕訳（取得の場合）

借 方		貸 方	
株式交付子会社株式	時価	資本金	株式交付計画の定めに従い配分を決定
		資本剰余金	

(ロ) 共通支配下の取引等の場合の会計処理

「共通支配下の取引等」とは、企業結合の対象となる結合当事企業のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいい、一般的にはグループ内再編が該当する。株式交付制度は、子会社化を目的とした組織再編成行為であるため、基本的には「取得」に該当する場合が多いと考えられる。ただし、株式交付制度における子会社化は議決権基準で判断するため、議決権基準では子会社ではないが実質基準では子会社である株式会社の株式をその親会社が追加取得する場合は、共通支配下の取引等に該当するが、株式交付制度を適用することができる。また、株式交付制度における子会社化とは、前記1(1)イのとおり、他の株式会社の議決権の50%超を直接的又は間接的に保有する場合をいう

ことから、共通の親会社を持つ別の子会社（兄弟会社）の株式を取得する場合も、共通支配下の取引等ではあるが、株式交付制度を適用することができる。

共通支配下の取引等に該当する場合、株式交付親会社が取得する株式交付子会社の株式の取得価額は、株式交付に応じた株式交付子会社の株主との取引が、共通支配下の取引か、非支配株主（少数株主）との取引であるかによって取扱いが異なる。共通支配下の取引である場合は、株式交付の効力発生日直前の株式交付子会社における資産及び負債の適正な帳簿価額により算定する（企業結合会計基準41）。一方、非支配株主との取引である場合は、対価である株式交付親会社株式及び現金等その他の財産の時価を基礎として算定する（企業結合会計基準45、企業結合適用指針236）。

株式交付親会社において増加する株主

^{*8} その他資本剰余金とする場合は債権者保護手続が必要である（会社法計算規則39の2②、会社法816の8）。

資本等の総額（株主資本等変動額）は、共通支配下の取引である場合は株式交付子会社の財産の株式交付の直前の帳簿価額を基礎として算定し、非支配株主との取引である場合は株式交付子会社の株式の時価を基礎として算定する（会社法計算規則39の2①二）。また、取得の場合と同様、株式交付親会社の資本金及び資

本剰余金の増加額^{*9}は、株主資本等変動額の範囲内で、株式交付親会社が株式交付計画の定めに従い定めた額とし、利益剰余金の額は変動しない（会社法計算規則39の2②）。自己株式がある場合や混合対価の場合の取扱いも取得の場合と同様である。

図表5 株式交付親会社の会計仕訳（共通支配下の取引等の場合）

借 方		貸 方	
株式交付子会社株式	共通支配下の取引部分： 簿価	資本金	株式交付計画の定めに 従い配分を決定
	非支配株主との取引部分： 時価	資本剰余金	

□ 株式交付に応じた株式交付子会社の株主の会計処理

株式交付子会社の株主は、株式交付子会社に対する投資が継続していると判定されるか又は投資が清算されていると判定されるかで会計処理が異なる。投資が継続しているか否かの判定は、交付対価及び株式交付実行後の株式交付子会社に対する支配の状況から判定する^{*10}。

投資が継続していると判定される場合は、交付対価（株式交付親会社の株式）の取得価額は、株式交付前に保有していた株式交付子会社の株式の適正な帳簿価額に基づき算定し、交換損益は認識しない（事業分離会計基準32(2)）。

一方、投資が清算されていると判定される場合は、交付対価（株式交付親会社の株式又は現金等）は、取得した財の時価と引き渡した株式交付子会社株式の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価をもって算定し、引き渡した株式交付子会社株式の帳簿価額との差額を交換損益として認識する（事業分離会計基準32(1)、33）。

2 100%株式交付の実行の可否

(1) 質問

株式交付子会社の株式を100%取得する株式交付（以下「100%株式交付」という。）を実行することは可能か。

^{*9} 取得の場合同様、その他資本剰余金とする場合は債権者保護手続が必要である（会社法計算規則39の2②、会社法816の8）。

^{*10} 例えば、交付対価が株式交付親会社の株式のみの場合は、株式交付親会社を通じて株式交付子会社に関する投資を引き続き行っていると考えられるため、投資が継続していると判定される。一方、交付対価が現金等の場合は、交付対価である財を時価にて再投資を行ったものと考えられるため、投資が清算されていると判定され、損益を認識する。また、混合対価の場合や、交付対価が株式交付親会社の株式のみであっても株式交付前後で支配の状況が変わっている場合は、投資が清算されたとみなされる場合がある。

(2) 回答

会社法上は可能であると考えられる。また、税法上も、株式交付割合が80%以上の場合は譲渡損益に対する課税は繰り延べられると考えられる。ただし、株式交換を実行する場合に比べて、株式交付を実行する目的やその判断プロセスがより重視される可能性があり、税負担軽減のためだけに実行したとみられる場合は、6にて後述する包括的否認規定が適用される可能性にも留意する必要があると考えられる。

イ 株式交換と100%株式交付の違い

株式交付制度は、いわば部分的な株式交換として、50%超の親子会社関係を作るために用いられる制度として創設されたものであるが、株式交換制度と同様に100%親子関係会社を作ることも可能となっている。100%親子関係の構築を前提とする場合、株式交換と100%株式交付では、課税関係や会社法上の手続等で下記のような違いがある。

図表 6 株式交換と100%株式交付の違い

		株式交換	100%株式交付
課税関係	子会社が保有する一定資産の時価評価	原則あり (適格要件を充足している場合はなし)	なし
	子会社株主に対する課税	対価が株式の場合は課税なし (譲渡損益に対する課税繰延)	
	親会社が取得する子会社株式の取得価額	> 非適格の場合：時価 > 適格の場合：旧株主の帳簿価額 (旧株主が50人以上の場合は簿価純資産)を引き継ぐ	> 対価が現金等の場合：時価 > 対価が株式等の場合：旧株主の帳簿価額 (株式交付に応じる株主が50人以上の場合は簿価純資産)を引き継ぐ
会社法上の手続	特別決議 (親会社)	原則必要	原則必要
	特別決議 (子会社)	原則必要	不要 ^{*11} ※株式交付親会社は、株式交付に応じる株主との個別の合意が必要

課税関係に関して、子会社の株主に対する課税はいずれの制度を用いたとしても変わりはない。一方、株式交換においては、税制適格要件を充足しないと子会社が保有する一定資産について時価評価をする必要があり、資産に評価益が生じている場合を

前提とすると、その時価評価による課税負担が重くなる可能性がある。そのため、税負担を考慮すると、一般的には株式交付の方が税制適格要件の検討が不要で柔軟に適用できると考えられる。

会社法上の手続に関しても、その契約関

^{*11} ただし、子会社となる株式会社の株式が譲渡制限株式である場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会 (取締役会設置会社にあつては、取締役会) の承認の決議が必要となる (会社法816の3、139①他)。

係の違いから手続が異なっている（会社法上の手続の詳細については、後述 9(2)参照）。株式交換では、株式交換親会社と株式交換子会社が株式交換契約を締結し、親会社の子会社の発行済株式のすべてを法律上当然に取得する。一方、株式交付においては、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を有する者との間の合意に基づき個別に譲り受ける。このような違いから、会社法上の手続については、親会社における手続は双方概ね同じであるものの、図表 6 のとおり、株式交付の場合は子会社における特別決議は不要となっており、株式交付親会社は株式交付に応じる株主との個別の合意が必要となる。そのため、100%株式交付を前提とする場合は、株式交付子会社のすべての株主との個別の合意が必要となることから、少数株主が多い場合には、各株主との交渉に労力を要することとなる。一方、株式交換の場合は、反対株主による買取請求のリスクはあるものの、子会社における株主総会の特別決議があれば、子会社の株主から強制的に株式を取得することができる。株式を取得する株主が多い場合は、このような株主との個別交渉の有無は、制度選択の際の検討事項の一つになると思われる。

ロ 会社法上の取扱い

株式会社が他の株式会社を100%子会社とする場合において、株式交換ではなく株式交付制度を適用することができるか否かにつき、立法過程において議論されていないが、100%子会社も「子会社」であるから、100%子会社化するために株式交付制

度を用いることは可能であると解される^{*12}。

ハ 税務上の留意点

上記イのとおり、100%親子関係の構築を考えた場合、株式交付の方が、税務上の取扱いが簡便であり、現金等の交付があっても対価の20%未満であれば株主における株式の譲渡損益の計上が繰り延べられるなど緩やかなものであるため、株式交付を実行したいと考えるケースも多いと考えられる。

ただし、株式交換等の組織再編成税制は適格要件等の制度設計が比較的厳密に定められているが、株式交付については株式交換等と同様の規定がないことから実行しやすいため、かえってその実行目的や判断プロセスが重視される可能性が高い。そこで、株式交換にも言えることではあるが、株式交付の場合は、税負担軽減のためだけに実行したとみられないよう、より一層その実行目的や判断プロセスに留意し、6にて後述する包括的否認規定により否認される可能性にも留意する必要がある。

3 議決権制限株式や無議決権株式を株式交付の対象株式である株式交付子会社の株式として取得することの可否

(1) 質問

議決権が一部制限された株式（以下「議決権制限株式」という。）や議決権が全くない株式（以下「無議決権株式」という。）についても、株式交付親会社が株式交付に際して取得する株式交付子会社の株式とす

^{*12} TMI総合法律事務所『実務逐条解説 令和元年会社法改正』（商事法務 2021年4月）300頁参照

ることができるか。

(2) 回答

会社法上は、普通株式と合わせて議決権制限株式又は無議決権株式を取得する場合は、これらの株式も株式交付の取得の対象株式とすることも可能と考えられる。税務上も、株式交付の対象とする株式に制限はないことから、会社法上、株式交付の取得の対象株式と判定された株式については、譲渡損益の課税繰延措置の対象とすることができると考えられる。ただし、対象株式に議決権制限株式や無議決権株式が含まれる場合の取扱いについては条文上明記されておらず、税務上は通達等においても明らかにされていないことから、制度趣旨に照らして、個々の取引において慎重に検討する必要があると考えられる。

イ 会社法上の取扱い

会社法の株式交付制度の適用要件を確認すると、株式交付の対象となる株式の種類については限定されておらず、また、株式交付子会社が種類株式発行会社である場合の対価の取扱いも想定されている（会社法774条の3三）。そのため、普通株式を取得して子会社化する際に、合わせて議決権制限株式や無議決権株式を取得する場合については、株式交付の対象とすることができると考えられる^{*13}。

ここで、1人の株主が普通株式と議決権制限株式又は無議決権株式の両方を有している場合において、普通株式と合わせて議決権制限株式又は無議決権株式を株式交付

の対象株式とすることはできると思われる。ただし、普通株式を有する株主からの株式交付による株式取得に際して、議決権制限株式又は無議決権株式のみを有する株主からの株式取得も株式交付の対象とすることができかどうかは、条文上は禁止されていない以上は問題ないとは考えられるが、他の会社を子会社化するという株式交付の趣旨に照らして可能かどうか、慎重に検討する必要があると思われる。

ロ 税務上の留意点

合併や株式交換等の組織再編成は、法人税法上は特に会社法等の条文を引用して定めることとはされていないため、会社法等における判断とは別に、法人税法において合併等に該当するかどうかの判断がなされる。一方、株式交付については、租税特別措置法66条の2第1項において、「他の法人を会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社とする株式交付により」と規定されているとおり、会社法において株式交付とされたものは税法上も株式交付として、譲渡損益の課税が繰り延べられると考えられる。

仮に、上記イの判断により会社法上の株式交付の対象とされた株式の譲渡であっても、譲渡損益の課税繰延措置の適用対象外とする場合は、対象外とする株式の範囲や種類について条文において明記すべきであり、そのような制限はなされていない以上、会社法上の株式交付の対象とされた株式の譲渡であれば、譲渡損益の課税繰延措置の適用対象になると考えられる。

^{*13} 藤田友敬他『連載／新・改正会社法セミナー令和元年・平成26年改正の検討 第15回 株式併合・株式交付』（ジュリスト 2022年6月）86～87頁参照

4 議決権制限株式や無議決権株式を株式交付の交付対価である株式交付親会社の株式として交付することの可否

(1) 質問

議決権制限株式や無議決権株式についても、株式交付子会社の株主に交付する対価である株式交付親会社の株式に含めることができるか。

(2) 回答

会社法上も税務上も制限されていないので、株式交付子会社の株主に交付する対価を議決権制限株式や無議決権株式とすることも可能と考えられる。

イ 会社法上の取扱い

前述のとおり、交付対価には株式交付親会社の株式が含まれる必要はあるが、株式交付親会社となる会社が株式交付に際して交付する株式の種類および数は、当事者である株式交付親会社と株式交付子会社株主の合意によって決めることができることから（株式交付親会社は株主総会の承認が必要）、株式交付子会社の株主に交付される対価を株式交付親会社の議決権制限株式や無議決権株式とすることは可能であると考えられる。この点、交付対価の全てについて、株式交付親会社の議決権制限株式や無議決権株式とすることができるかという論点もあるが、「株式対価の企業買収を円滑化」という株式交付制度の趣旨に照らせば、株式交付親会社の株式である以上はその種類に制限はなく、問題ないと考えら

れる。

ただし、前記 1 (1) 口のとおり、同じ種類の株式に対しては同じ扱いをする必要があるため、例えば、普通株式を保有する株主に対して、ある者には普通株式、ある者には無議決権株式を付与するといったことはできず、同じ種類の株式を付与する必要がある。また、株式交付によりある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、その不利益を受ける種類の株式の種類株主総会が必要となる^{*14}（会社法322①）。

ロ 税務上の留意点

前記 1 (2) イのとおり、株式交付割合が80%以上であれば、株式交付親会社株式に対応する部分の譲渡損益の課税繰延措置が適用されるが、この割合は、株式交付親会社株式の価額が交付対価総額に占める割合で算定される。ここで、交付対価に議決権制限株式や無議決権株式が含まれる場合は、これら株式が株式交付割合の算定式における株式交付親会社株式の価額に含まれるか否か、又は譲渡損益の課税繰延対象となる株式交付親会社株式に含まれるか否かが論点となる。この点についても、条文上は特段除外もされておらず、「株式対価M&Aを促進するため」という制度趣旨を考慮すると交付対価の種類を制限する必要はないと考えられることから、株式交付割合を算定する際の株式交付親会社株式の価額には、議決権制限株式や無議決権株式の他、その他の種類株式であっても、株式交付親会社株式である以上は含まれると考えられる。

^{*14} ただし定款の定めで不要とすることもできる。

5 株式交付の実行後に議決権比率が50%以下となる場合の課税繰延措置

(1) 質問

株式交付の実行後に親会社の子会社に対する議決権比率が50%以下となった場合、譲渡損益の課税繰延措置は継続されるか。

(2) 回答

株式交付税制の適用要件には継続保有要件はないため、条文に形式的に従って判断すると譲渡損益の課税繰延措置は継続されることが考えられる。ただし、株式交付の実行当初より、株式交付親会社の議決権比率が50%以下となることが見込まれている場合には、他の株式会社を子会社化するという株式交付制度の趣旨に照らして、課税の繰り延べが継続されるかどうかは慎重に判断する必要があり、6にて後述する包括的否認規定により否認される可能性に留意が必要と考えられる。

イ 会社法上の取扱い

会社法上の株式交付制度の適用要件としては、株式交付親会社が株式交付子会社の議決権の50%超を新たに取得することが求められているが、子会社化後の継続保有については定められていない。そのため、株式交付によって、一時的にでも子会社とする目的があれば、株式交付制度の適用要件を充足すると考えられる^{*15}。

ロ 税法上の株式交付制度における株式継続保有要件の不存在

株式交換の場合は、組織再編成税制にお

ける税制適格要件として、株式交換等の組織再編成を実行する時点において、株式交換後に支配関係が継続すると見込まれているという継続保有要件を充たすことが求められている。

株式交付は、組織再編成税制には組み込まれておらず租税特別措置として規定されているが、前記3(2)ロのとおり、租税特別措置法66条の2では、会社法上の株式交付により株式の交付を受けた株主に生じる譲渡損益の課税を繰り延べることとしているのみで、組織再編成税制の適格要件における株式継続保有のような要件は定められていない。そのため、条文を形式的に読む限り、将来、株式交付親会社の株式交付子会社に対する保有比率が下がったとしても、株式交付により株式交付親会社株式を取得した株主が当該株式を保有し続ける限り、株主に生じた譲渡損益は繰り延べられるものと考えられる。

ハ 実務上の留意点

ただし、会社法の取扱いとは異なり、税務上はいつまで課税の繰延措置を適用できるかという期間の問題が生じる。上記ロのとおり、条文を形式的に読む限り、議決権比率が50%以下となった場合であっても、課税の繰り延べは継続されることが考えられる。これは、株式交付の実行後の資本政策によっては、株式交付親会社の議決権比率が将来的に50%以下になることも想定されるため、期間的にも特段の制限は設けられていないとも考えられる。

ただし、株式交換同様に、株式交付の実行当初より、親会社の議決権比率が50%以

^{*15} 脚注12 304～305頁参照

下となることが見込まれている場合（例えば、議決権比率が50%以下となるようなスキームを当初より想定していた場合等）には、他の株式会社を子会社化するという株式交付制度の趣旨や、「株式対価M&Aを促進するため」という課税繰延措置の趣旨に照らして、課税の繰り延べが継続されるかどうかは慎重に判断する必要がある、6にて後述する包括的否認規定により否認される可能性に留意が必要と考えられる。

6 株式交付制度に適用される包括的否認規定

(1) 質問

株式交付制度は、同族会社等の行為計算否認規定である法人税法132条、又は組織再編成に係る行為又は計算の否認規定である法人税法132条の2のいずれが適用されるか。

(2) 回答

財務省主税局の見解では、株式交付は現物出資の一種と考えられるとして法人税法132条の2の適用ないし類推適用の対象になると判断している。そのため、現状では法人税法132条の2の組織再編成に係る行為又は計算の否認規定が適用される可能性を前提に、株式交付制度を利用すべきと思われる。ただし、株式交付が現物出資の一種ととらえられる点については疑問が生じ

るところであり、最終的には司法判断を待つ必要があると考えられる。

イ 法人税法132条と法人税法132条の2の関係

法人税法132条は同族会社等の行為又は計算の否認規定であり、同族会社等の行為又は計算により法人税の負担を「不当^{*16}」に減少させる結果となると認められるものがあるときに適用される。一方、法人税法132条の2は組織再編成に係る行為又は計算の否認規定であり、組織再編成に係る行為又は計算により法人税の負担を「不当^{*17}」に減少させる結果となると認められるものがあるときに適用される。

いずれも行為計算の否認規定である点は共通しているが、その対象となる企業の範囲や「不当」と判断する基準に違いがある。仮に株式交付制度には法人税法132条の2は適用されず、法人税法132条のみが適用され得ることとなった場合は、発行会社が同族会社等ではない場合は、行為計算の否認規定の適用を免れることができることとなり、同族会社であっても、経済的合理性基準に従って同条の適用の有無が判断される。

ロ 財務省主税局の見解

現行法令上、税負担を不当に減少させる結果となる株式交付制度を否認する明文規定はない。既存の法人税法132条の2は、合併・分割・現物出資などを組織再編成と

^{*16} 法人税法132条の適用には、「専ら経済的、実質の見地において当該行為又は計算が純粋経済人として不合理、不自然なものと認められるのか否かという客観的、合理的基準に従って判断」（最高裁昭和53年4月21日第二小法廷判決（民集76巻4号480頁）、最高裁昭和59年10月25日第一小法廷判決（集民143号75頁）等）するという、経済的合理性基準という判断基準がある。

^{*17} 法人税法132条の2の適用については、「当該行為又は計算が組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編成税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるのか否か」（最高裁平成28年2月29日第一小法廷判決（民集70巻2号242頁））ということを判断基準として同条の適用の有無を判断する、濫用潜脱基準という判断基準がある。

して一括して規制しているが、株式交付制度の創設に伴いこの条文について改正がなかったことから、株式交付制度はこの条文の適用対象ではないように見受けられる。

しかし、財務省主税局は、株式交付は現物出資の一種と考えられるとして^{*18}、会社法上は現物出資規制の対象外とされているにもかかわらず、法人税法132条の2の適用ないし類推適用の対象になると判断している。つまり、法人税法上、株式交付は現物出資の一種として組織再編成に係る行為計算否認規定の対象となると考えられる（同様の規定は所得税法にも相続税法にもある（所法157④、相法64④））。

このように、株式交付に法人税法132条の2が適用されるとすると、株式交付制度を実行する際は、現物出資の取扱いについて定めた法人税法の規定や、「株式対価M & Aを促進するため」という租税特別措置法66条の2の趣旨目的に反していないか、濫用潜脱となっていないか確認する必要がある。

例えば、前記2から5の事例等における税務上の取扱いについては、株式交付制度の趣旨目的に反するものでないか、十分に検討する必要がある。また、株式交付を実行するために、株式交付実行前に無議決権株式を活用するなどして株式交付親会社の株式交付子会社に対する議決権比率を一時的に50%以下にするケースも想定されるが、このようなケースも法人税法132条の2に照らして行為計算否認規定の対象とならな

いか、留意が必要である。

ハ 株式交付が現物出資に該当するかどうかの検討

株式交付が現物出資に該当するかどうかは不明であり、引き続き検討が必要であると思われる。株式交付には、現物出資について定めた会社法207条（金銭以外の財産の出資）等は適用されないため、会社法において、株式交付は現物出資の一種とはされていないと考えられる。このため、法人税法132条の2の適用はできず、法人税法132条の対象になるとの意見もあり^{*19}、最終的には司法判断を待つ必要があると考えられる。

7 | 令和5年度税制改正による影響

(1) 質問

令和5年度税制改正が及ぼす影響を教えてください。

(2) 回答

令和5年度税制改正により、株式交付により取得した株式の譲渡損益に対する課税繰延の対象が制限されることとなり、株式交付親会社が株式交付直後に一定の同族会社である場合には、課税繰延対象から除外されることになった。この改正は令和5年10月1日以降に実行される株式交付に適用される。

イ 今回の改正の概要

本改正により、令和5年10月1日以降を効力発生日とする株式交付では、企業オー

^{*18} 「株式交付は、（中略）現物出資の一種であることには変わりないと考えられます。したがって、法人税法第132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）の対象となると考えられます。」と説明している（石井隆太郎ほか『令和3年版 改正税法のすべて』664頁・大蔵財務協会）。

^{*19} 朝長英樹『株式交付制度の税制措置の解説と検証』（TKC WEBコラム <https://www.tkc.jp/consolidate/webcolumn/023820/>）参照

ナーの資産管理会社等の一定の同族会社が株式交付親会社となる株式交付が、新たに課税繰延の対象から除外され、株式交付に応じた株主に係る株式の譲渡損益に対し課税されることとなる（新措法66の2①、同様の改正は株主が個人の場合もなされている（新措法37の13の4））。

譲渡損益の課税繰延の対象除外となる「一定の同族会社」からは、「非同族の同族会社」*20は除外されているため、「非同族の同族会社」は引き続き株式交付親会社となることができる。そのため、株式交付直後の株式交付親会社の資本構成が、創業家株主グループで50%未満であり、その他株主が上場企業等や創業家とは関係のない少数株主である場合は、上位3株主グループ（同族会社ではない会社を除く。）で50%超とはならず、「一定の同族会社」に該当しないケースも考えられる。しかし、一般的に、非上場企業は所有と経営が一致しており、経営の安定のために創業家一族等が議決権の50%超を保有している場合が多く、このようなケースは限定的と考えられる。

なお、「一定の同族会社」の判定時点は、「株式交付の直後」である。このため、①「一定の同族会社」だった会社が、株式交付を実行することで既存株主の議決権が下がり、「一定の同族会社」に該当しなくなる場合や、②株式交付直後には、株式交付親会社が「一定の同族会社」に該当しない

ものの、その後に「一定の同族会社」に該当するようなことになった場合は、株式交付に応じた株主に係る株式の譲渡損益の課税繰延は引き続き対象とされるものと考えられる*21。

□ 非上場企業における影響

今回の改正は、上場・非上場に関わらず、株式交付親会社が一定の同族会社となる場合に影響がある。上場企業であってもオーナー保有比率の高い同族会社もあり、このような上場企業のM&Aの手法が狭まってしまうが、ここでは上場企業より影響が大きいと考えられる、非上場企業に与える影響を検討する。

(イ) 同族会社が株式交付親会社となるM&A

最近是非上場企業によるM&Aも増えてきており、非上場企業の多くは同族会社であるため、同族会社が株式交付親会社となるM&Aも多く存在すると考えられる。例えば、スタートアップ企業等における資金調達負担を軽減する場合や、株式交付子会社の創業経営者に引き続き株式交付親会社の株主として残ってもらう場合、完全子会社化を含めて混合対価で買収したい場合等において、株式交付はM&Aにおける一つの選択肢になっていると考えられる。また、M&Aによる株式譲渡を行うための事前整備として株式交付を行う場合も考えられる。しかし、

*20 非同族の同族会社とは、法人税法上は同族会社ではあるが、上位3グループの中に同族会社ではない法人がある場合で、その法人を除いて判定すると同族会社とならない会社のことを指す。例えば、非同族会社である持株会社に全株式を保有されているホールディング形態の会社が、これに該当する。

*21 例えば、株式交付実行後、数年経過後に、株式交付に応じた株主が、株式交付により取得した株式交付親会社株式を、株式交付親会社の主要株主に譲渡したことにより、株式交付親会社が「一定の同族会社」に該当するケースなどが考えられる。ただし、当然ながら、税負担軽減の目的をもって作爲的にこういった状況を作り出すことは、税務否認リスクがあると考えられる。

今回の改正により、これら「株式対価M & Aを促進するため」という制度趣旨に沿った株式交付についても、一定の同族会社が株式交付親会社となる場合は、株主への譲渡損益の繰延措置は適用不可能となる。

株式交付制度の創設に伴い、従前の産業競争力強化法上の特別事業再編計画に基づく株式対価の特例措置に係る譲渡損益の繰延措置（旧措法37の13の3、66の2の2、68の86）は令和3年3月31日をもって廃止されていることから、一定の同族会社を株式交付親会社とする株式対価のM & A（部分買収）を実行する場合には、株主の譲渡損益に対する課税を避けることができず、このような会社による株式対価M & Aの実行が難しい状況となっている。

(ロ) 資産管理会社による株式交付

資産管理会社は、通常、同族会社に該当するため、株式交付直後も「一定の同族会社」に該当する可能性が高い。前述したオーナー一族による私的な節税を意図した株式交付が実行されないようにするためであるが、非上場企業においては、創業家一族の相続等により経営に携わらない株主への株式の分散を防ぐことを目的に、一族が保有する株式を資産管理会社に集約させ、長期安定的な株主構成を構築する場合がある。一族の代表者が資産管理会社の代表取締役としてその子会社株式の議決権を行使することで、安定的かつ迅速な意思決定を確保することも

できる。資産管理会社を活用する場合において、創業家一族以外の者が資産管理会社の株主とはならないよう、部分的な子会社化として株式交付を活用するケースもあったが、このような対策も実施が難しくなる。

(ハ) 同族会社グループにおけるグループ内組織再編成

例えば、社歴の長い企業では、創業家が支配しているものの、様々な理由で子会社を多数設立し、グループ内の資本関係が複雑化しているケースがある。その資本関係の整理のためにグループ内組織再編成を実行しようとする際、株式交付制度の活用が有効なケースもあった^{*22}。ところが、こうしたケースでも、株式交付親会社が株式交付直後に「一定の同族会社」に該当する場合には、株式交付制度の適用が難しくなるということになる。

(ニ) スクイーズアウトにおける活用

少数株主を会社から退出させるためのスクイーズアウトの手法として、株式交付の実行も見込まれていたが、今回の改正により活用が難しくなる。通常、スクイーズアウトの手法として、特別支配株主の株式等売渡請求による方法が難しい場合は、株式併合が検討されることがある。株式併合を活用する場合、仮に残存させたい株主の中にスクイーズアウトの対象株主の持株比率を下回る株主が存在するケースでは、当該株主もスクイーズアウトの対象となってしまう。そこで、残存させる株主が有する株式を受け皿会

^{*22} 反対株主が想定されるため当該株主を除いて組織再編成を実行したい場合や、持株会については再編対象外としたい場合など、株式交換による100%子会社化ではなく、株式交付による子会社化を実行したいニーズも多い。

社に集約させ、株式併合を実行することが考えられるが、その際に株式交付制度を適用することで株主に生じる譲渡損益の課税を繰り延べることが可能となる^{*23}。しかし、当該受け皿会社は一般的に同族会社に該当するため、今回の改正によりこの手法の活用は難しくなる可能性が高い。

□ 株式交付に応じようとする株主にとっての問題

株式交付に応じようとする株主についても問題がある。例えば、株式交付制度に関する税制が適用されるものと思い込み、株主が株式交付に応じたものの、実際には、株式交付親会社が「一定の同族会社」に該当したということになれば、株式交付に応じた株主に課税が発生してしまう。これは株式交付子会社の株主にとっては避けたい事態である。しかしながら、株主が株式交付に応じるか決断する時点において、株式交付親会社が株式交付直後に「一定の同族会社」に該当するかどうかを、その株主が知る術はないと考えられる。さらに、不特定多数の株主に対して株式交付の募集を行う場合には、株式交付親会社が株式交付直後に「一定の同族会社」に該当するかどうかは、株式交付親会社自身も蓋を開けてみないとわからないケースも出てくると考えられる。

8 令和5年9月30日までに実行する株式交付

(1) 質問

令和5年度税制改正により、令和5年10月1日以降は同族会社を株式交付親会社とする株式交付は譲渡損益の課税の繰り延べができなくなるが、令和5年9月30日までに効力が発生する株式交付で、同族会社を株式交付親会社とする株式交付を実行した場合には、租税回避として課税を受ける可能性はあるか。

(2) 回答

株式交付の税制の特例を利用する「節税」が行われるようになるということは令和3年度税制改正による課税繰延措置の特例創設の時点でも容易に想定することができる等の事情があるため、令和5年9月30日までを効力発生日とする上記のような株式交付が租税回避として課税を受ける可能性は低いと考えられる^{*24}。

9 株式交付を実行する場合の一般的な必要期間

(1) 質問

令和5年9月30日までに効力が発生する株式交付を実行したいと考えているが、あまり期間がない。株式交付を実行する場合の一般的な必要期間を教えてください。

(2) 回答

図表7のとおり、株式交付子会社について

^{*23} 「一族内紛争を予防・解決するファミリーガバナンスの法務・税務」166頁～170頁参照。なお、株式交付が活用できなくなる場合は、信託譲渡により残存させる株主が保有する株式を集約させるという方法も考えられるとしている。

^{*24} 朝長英樹監修『税制改正の要点解説 どこがどうなる!? 令和5年度』（清文社、2023年4月）134～135頁

ては、譲渡承認手続を要するのみで株式交付固有の会社法上の手続はないが、株式交付親会社においては、株主総会特別決議や株主への通知・公告等（必要に応じて債権者保護手続^{*25}）、株式交換と概ね同じ会社法上の手続を経る必要がある。そのため、債権者保護手続が必要な場合は一般的には

概ね2か月程度、債権者保護手続が不要な場合は一般的には概ね1か月程度を考える必要がある。ただし、この期間はあくまで会社法上の手続のみを考えた場合の期間であり、事前に株式交付の実行による影響の検討や株主交付子会社の株主との交渉による時間をとる必要がある^{*26}。

図表7 株式交付制度の会社法の主な手続

当事者	手続
株式交付子会社	株式の譲渡承認（閉鎖会社の場合、会社法139①）
	株式交付子会社の株主との手続 *「株式を譲り渡そうとする者」 ^{*27} への通知（会社法774の4①） *譲渡しの申込みをする者からの譲渡の申込み（会社法774の4②） *申込者への割当て及び通知（会社法774の5①） 「株式を譲り渡そうとする者」が、株式交付親会社が取得しようとする株式交付子会社の株式の総数の譲渡を行う契約（総数譲渡契約）を締結する場合には、これらの手続は不要となる（会社法774の6）。
株式交付親会社 ※株式交換の会社法の手続とほぼ同様	株式交付計画の策定（会社法774の2,774の3①）
	※株主総会の特別決議（会社法816の3①、309②十二）
	※反対株主の株式買取請求権行使の機会を設けるための手続（会社法816の6）
	事前開示・事後開示（会社法816の2①、816の10①②）
	株式交付計画の内容等の通知・譲渡の申込み（会社法774の4①②）
	申込者への割当て・通知（会社法774の5①） （必要に応じて）債権者保護手続（会社法816の8）

※ 公開会社の簡易株式交付において、一定の場合は不要となる（会社法816の4、816の3②、816の6①但書）。

なお、株式交付は、株主総会や債権者保護手続の有無などによって効力発生までに要する日数は変動するため、株式交付親会社の株主数が少なく、株式交付に応じる株

主交付子会社の株主数も少ない場合は、より少ない日数で開催できるとも考えられている^{*28}。

^{*25} 対価として現金等を交付する場合や増加する株主資本等の額をその他資本剰余金とする場合は、債権者保護手続が必要である（会社法計算規則39の2②但書、会社法816の8）。

^{*26} この他、株式交付子会社が上場企業等の有価証券報告書提出会社である場合は公開買付の対象となり、株式交付親会社の株式の交付が「有価証券の募集又は売出」（金商法5①）に該当する場合は、有価証券届出書や目論見書の提出が要求されるなどの発行開示規制の対象となり、それぞれ手続が必要な点に留意が必要である。

^{*27} この「譲渡しの申込みをしようとする株式交付子会社の株主」の範囲は、必ずしも株式交付子会社の株主全員である必要はなく、株主の希望のいかんにかかわらず、株式交付親会社として株式交付の対象とする予定のない株主に対しては、通知の対象としないことも許容されると解されている（脚注12 329～331頁参照）。

^{*28} 金子登志雄『株式交付活用の手引き』（中央経済社、2021年8月）95頁参照

おわりに

株式交付制度は株式交換制度よりもかなり柔軟な制度となっており、混合対価であっても株式交付割合が80%以上であれば株主における株式の譲渡損益の計上が繰り延べられるなど、その適用要件が緩やかなものとなっているため、今後ますます多くの場面で活用されることが見込まれていた。しかし、令和5年度税制改正により、多くの同族会社にとっても、本来の趣旨での活用を想定した株式交付制度の活用も難しくなるものと考えられる。本来の制度趣旨とは異なる私的な節税としての制度活用に対

しては、前記6で述べたような包括的な租税回避防止規定である行為計算否認規定を適用することも考えられ、非上場企業の多くが該当する同族会社においても引き続き株式交付制度を活用することができるような改正が望まれる。

曾我部 舞

(そがべ・まい)

野村資産承継研究所 主任研究員

- ◆経歴 PwCあらた有限責任監査法人、株式会社KPMG FAS等を経て、現職。公認会計士・税理士
- ◆現職 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員